

第154期 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

ケイラインローローバルシップマネージメント株式会社

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
[流動資産]	[7,964,208]	[流動負債]	[6,126,177]
現金・預金	917,640	海運業未払金	2,738,804
海運業未収金	3,647,472	一年内返済予定の長期借入金	313,200
短期貸付金	80,662	未払費用	42,603
立替金	945,351	未払金	23,666
貯蔵品	1,327,698	未払法人税等	17,807
繰延及び前払費用	876,290	前受金	2,545,879
未収金	99,269	契約負債	110,647
仮払金	65,042	預り金	24,682
その他流動資産	4,779	賞与引当金	86,468
		仮受金	222,417
[固定資産]	[2,856,083]	[固定負債]	[1,717,646]
(有形固定資産)	(1,874,617)	長期借入金	1,098,200
船舶	1,788,567	退職給付引当金	324,548
建物	79,552	役員退職慰労引当金	4,050
車輜運搬具	1,577	長期預り金	10,300
器具備品	2,557	繰延税金負債	280,547
土地	2,362		
(無形固定資産)	(75,055)	負債合計	7,843,824
電話加入権	3,105	純資産の部	
ソフトウェア	71,949	[株主資本]	[2,914,647]
(投資その他の資産)	(906,411)	(資本金)	(400,000)
投資有価証券	146,026	(資本剰余金)	(2,167,277)
関係会社株式	187,987	資本準備金	200,000
出資金	6,476	その他資本剰余金	1,967,277
長期貸付金	1,340	(利益剰余金)	(347,369)
その他投資	572,100	利益準備金	89,600
貸倒引当金	7,520	その他利益剰余金	
		圧縮記帳積立金	110,902
		別途積立金	224,000
		繰越利益剰余金	77,132
		[評価・換算差額等]	[61,820]
		その他有価証券評価差額金	61,820
		純資産合計	2,976,467
資産合計	10,820,291	負債・純資産合計	10,820,291

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法
有価証券
子会社株式及び関連会社株式
其他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
移動平均法に基づく原価法
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等
棚卸資産
移動平均法に基づく原価法
先入先出法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
2. 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産（リース資産を除く）
船 船
其他の有形固定資産
定額法
定率法
但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備は除く）、及び2015年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。
無形固定資産（リース資産を除く）
定額法
自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3. 引当金の計上方法
貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金
従業員に支給する賞与に充てるため、当期に負担すべき支給見込額を計上しております。
退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。
役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
4. 収益及び費用の計上基準
約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。
(1) 船舶管理業
船舶管理契約については、契約条件が達成された時点で履行義務が充足されると判断し、当該履行義務を充足した時点で、収益を認識しております。
(2) 貸船料
定期備船契約及び裸備船契約では、提供したサービスの時間に基づき固る契約等、現在までに企業の履行が完了した部分に対する顧客にとっての価値に直接対応する対価の額を顧客から受け取る権利を有しており、当該請求する権利を有している金額で収益を認識しています。

【会計方針の変更に関する注記】

1. 収益認識に関する会計基準等の適用
当事業年度より、「収益認識に関する会計基準」を適用しております。

【収益認識に関する注記】

1. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。